

松山商業高等学校高台教棟照明器具取替修繕業務

符 号	図 面 名	縮 尺
【電気設備工事図】		
E-00	表 紙	NONE
E-01	図面リスト	NONE
E-02	電気設備工事特記仕様書(1)	NONE
E-03	電気設備工事特記仕様書(2)	NONE
E-04	電気設備工事特記仕様書(3)	NONE
E-05	附近見取図 敷地内配置図	1:600
E-06	(改修前・後) 照明器具リスト	NONE
E-07	(改修前・後) 1階電気設備平面図	1:150
E-08	(改修前・後) 2階電気設備平面図	1:150
E-09	(改修前・後) 3階電気設備平面図	1:150
E-10	(改修前・後) 4階電気設備平面図	1:150
E-11	(改修前・後) R階・PHR階電気設備平面図	1:150
E-12	(改修前・後) 1階天井伏図	1:150
E-13	(改修前・後) 2階天井伏図	1:150
E-14	(改修前・後) 3階天井伏図	1:150
E-15	(改修前・後) 4階天井伏図	1:150

工事仕様書

I 工事概要
1 工事場所
2 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(m ²)	消防法令別表一	備考
松山商業高校高台校舎LED化改修工事	鉄筋コンクリート造	4階(PHあり)	26,181.09 m ²	(7)	

3 工事種目 (・印の付いたものを適用する)

建物別及び屋外	工事種別				
	工事種目	高台校舎			屋外
◎電灯設備	一式				
・動力設備					
・受変電設備					
・電力貯蔵設備					
・発電設備					
・音保証設備					
・構内情報通信網設備					
・電話設備					
・拡声設備					
・情報表示設備					
・誘導支援設備					
・テレビ共同受信設備					
・自動火災報知設備					
・防犯設備					
・中央監視制御設備					
・構内配電線路					
・構内通信線路					

4 工事形態

・工事種別 (・新築工事 ・改修工事) ・工事状況 (・主体工事有り ・主体工事無し) ・工事に占める機器の割合 (・標準 ・多い)

II 工事仕様

1 共通仕様

前面及び特記仕様に記載されていない事項は、

- ・国土交通省住宅局住宅整備課監修の公共住宅建設工事共通仕様書(平成28年度版)
- 及び国土交通省大臣官房官房企画部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)平成31年版による。
- ・国土交通省大臣官房官房企画部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版
- (ただし、改修工事の場合は、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版)及び公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)平成31年版による。

2 特記仕様

- 1)項目は、番号に印のついたものを適用する。
- 2)特記事項のうち選択する項目は、・印のついたものを適用する。
- ただし、・印のない場合は※印を適用する。

一般共通事項

項目	特記事項
①工事実績情報の登録等	<p>・対象となる工事 請負工事の金額(契約金額)が、500万円以上の工事とする。 ・工事カルテの作成及び登録 工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に提供し確認を受けた後に(一財)日本建設情報総合センターに登録するとともに同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出するものとする。 ・工事成績評定の対象 ※対象とする ・対象としない</p>
②施工計画書	<p>工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督員に提出する。 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。</p>
③適切な施工体制の確保	<p>1 (作業員の雇用確認) (1)受注者は、当該工事において作業を行うすべての作業員を記載した「現場作業員名簿」を作成すると共に、現場に備え付けなければならない。 (2)受注者は、監督員等が作業員の本人確認のために行う氏名等の確認作業について、作業員に事前の周知を行うと共に、これに協力しなければならない。 (3)受注者は、上記(1)に定める「現場作業員名簿」による作業員の雇用確認の際に、「現場作業員名簿」に記載のない作業員が現場で作業を行っていた場合は、ただちに雇用関係を証明するための書類(雇用関係証明書)を作成すると共に、受注者に提出しなければならない。 2 (施工体系図) (1)受注者は、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の6に定める、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成しなければならない。ただし、施工計画書の提出が省略されている工事については、作成を省略することができる。 (2)受注者は、上記(1)に定める施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、受注者に提出しなければならない。 (3)受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度施工体系図を変更し、上記(1)(2)の規定により工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、すみやかに受注者に提出しなければならない。 (4)受注者は、工事完成後、全ての清算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請契約書の写しを添付して受注者に提出しなければならない。 3 (名札等の着用) 受注者は、現場代理人及び自社を含む当該工事に係る請負契約を締結している建設業者(2次下請以降を含む全ての下請負者)の主任(監理)技術者に、氏名及び会社名の入った名札等を着用させなければならない。ただし、名札の着用により作業に支障をきたす恐れがある場合は、着衣への縫合又はヘルメットへのシール貼付等の他の方法によることができる。 4 (主任技術者又は監理技術者の専任) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資材機器の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始期日以降30日以内としなければならない。</p>

項目	特記事項																																								
④提出書類	施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項について、監督員に提出する。																																								
⑤機材	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はJIS・JEC等の規格品のものを原則とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督員の承認を受けること。 また、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を考慮した機材を使用すること。																																								
⑥電気保安技術者	電気保安技術者は、監督員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。																																								
⑦電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行う。																																								
⑧工事用仮設物	構内につくることが ◎できる ・できない																																								
⑨工事用電力、水、その他 (諸官庁等の手続き)	工事用電力 構内既存の施設 ※利用できる (※有償 ◎無償) ◎利用できない 工事用水 構内既存の施設 ※利用できる (※有償 ・無償) ・利用できない																																								
⑩施工調査	事前調査 (・電線ケーブル) *施工に先立ち、改修工事関連部分の事前調査を行い監督員に報告する。																																								
⑪施工中の安全確保及び環境保全	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。建設工事公衆安全防止対策要綱に基づき設置する「工事表示板」は木版とする。 また、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づく標識を掲げること。																																								
⑫火災保険及び住宅瑕疵担保責任の履行	◎(火災保険) 適用範囲 監督員と協議のこと 保険の種類 火災保険、建設工事保険、組立保険 保険期間 工事着手から工事目的物引渡しまで																																								
⑬発生材の処理等	◎(住宅瑕疵担保責任の履行) 建築工事の工事代金には、各設備工事の費用を含む額の住宅建設瑕疵担保責任保険の加入費用を見込んでいるので、当保険へは、建築工事業者と各設備業者が連名で加入すること。																																								
1 (建設副産物の適正処理)	建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月31日付け国土交通省次官通達)」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。 また、建設副産物の再利用については、適正に実施することと、品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。 なお、舗装、コンクリート切断等に伴い発生する汚泥は、適正に処理すること。 引渡しを要するもの ◎無し ・有り (・機器類 ・配管材料 ・金属類 ・蛍光管) 特別管理産業廃棄物 ◎無し ・有り (・PCB使用機器 ・蓄電池用電解液) 製造業者等への引渡しを要するもの ◎無し ・有り (・六つ化成質ガス (ガス純粋閉鎖機器等) ・放射線源 (イオン化式感知器)) ※【資源循環促進税について】 本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合(中間処分施設を経由する場合を含む。)は、資源循環促進税が課税されるため適正に処理すること。																																								
2 (建設副産物の搬出)	建設副産物の搬出については、別表-1により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記によること。 受入れ場所等の協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。																																								
(1) 施設計画書	受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書を提出し、監督員の承認を得た後、処理しなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。																																								
(2) 受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。	1. 産業廃棄物処理委託契約書(写し) 2. 施工管理業者許可証(写し) 3. 離管・保管施設、中間処理施設、最終処分場までの運搬経路地図及び写真																																								
(3) 処理報告書 1	1. 受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等(提出車両の車両番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等)の施工管理資料を整理し、工事施工においては、1週間に亘り監督員に提示しなければならない。 2. 受注者は、工事施工後(3)1.の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。																																								
(4) 処理報告書 2	1. 受注者は産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェストまたは電子マニフェストを使用し委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。 また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。 2. 受注者は、工事施工中においては、(3)1.の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は返却されたマニフェストの写し、 3. 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト仕様の場合E票の写し、電子マニフェスト仕様の場合は情報処理センターからの処分通知の画面印刷を提出しなければならない。 ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、受注者が認める場合には、D票の写しまたは処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分完了後、確認出来次第、速やかにE票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に關係なく提出するものとする。																																								
別表-1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理は、次の場所とすること。 <table border="0"> <tr> <td>①コンクリート</td> <td>②アスファルト・コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM ~ PM</td> <td>営業時間 AM ~ PM</td> </tr> <tr> <td>また運搬距離は kmを見込んでいます。</td> <td>また運搬距離は kmを見込んでいます。</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>③建設余材木材</td> <td>④建設汚泥</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM ~ PM</td> <td>営業時間 AM ~ PM</td> </tr> <tr> <td>また運搬距離は kmを見込んでいます。</td> <td>また運搬距離は kmを見込んでいます。</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>⑤廃プラスチック</td> <td>⑥ガラス・陶磁器類</td> </tr> <tr> <td>事業所名 (株)愛媛県環境開発センター</td> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00</td> <td>営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00</td> </tr> <tr> <td>また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。</td> <td>また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>⑦ガラス・陶磁器類</td> <td>⑧蛍光ランプ</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM ~ PM</td> <td>営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00</td> </tr> <tr> <td>また運搬距離は kmを見込んでいます。</td> <td>また運搬距離は 5.0 kmを見込んでいます。</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>⑨混合廃棄物</td> <td>⑩ガラス・陶磁器類</td> </tr> <tr> <td>事業所名 (株)愛媛県環境開発センター</td> <td>事業所名</td> </tr> <tr> <td>営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00</td> <td>営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00</td> </tr> <tr> <td>また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。</td> <td>また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。</td> </tr> </table>	①コンクリート	②アスファルト・コンクリート塊	事業所名	事業所名	営業時間 AM ~ PM	営業時間 AM ~ PM	また運搬距離は kmを見込んでいます。	また運搬距離は kmを見込んでいます。	③建設余材木材	④建設汚泥	事業所名	事業所名	営業時間 AM ~ PM	営業時間 AM ~ PM	また運搬距離は kmを見込んでいます。	また運搬距離は kmを見込んでいます。	⑤廃プラスチック	⑥ガラス・陶磁器類	事業所名 (株)愛媛県環境開発センター	事業所名	営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00	営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00	また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。	また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。	⑦ガラス・陶磁器類	⑧蛍光ランプ	事業所名	事業所名	営業時間 AM ~ PM	営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00	また運搬距離は kmを見込んでいます。	また運搬距離は 5.0 kmを見込んでいます。	⑨混合廃棄物	⑩ガラス・陶磁器類	事業所名 (株)愛媛県環境開発センター	事業所名	営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00	営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00	また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。	また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。
①コンクリート	②アスファルト・コンクリート塊																																								
事業所名	事業所名																																								
営業時間 AM ~ PM	営業時間 AM ~ PM																																								
また運搬距離は kmを見込んでいます。	また運搬距離は kmを見込んでいます。																																								
③建設余材木材	④建設汚泥																																								
事業所名	事業所名																																								
営業時間 AM ~ PM	営業時間 AM ~ PM																																								
また運搬距離は kmを見込んでいます。	また運搬距離は kmを見込んでいます。																																								
⑤廃プラスチック	⑥ガラス・陶磁器類																																								
事業所名 (株)愛媛県環境開発センター	事業所名																																								
営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00	営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00																																								
また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。	また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。																																								
⑦ガラス・陶磁器類	⑧蛍光ランプ																																								
事業所名	事業所名																																								
営業時間 AM ~ PM	営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00																																								
また運搬距離は kmを見込んでいます。	また運搬距離は 5.0 kmを見込んでいます。																																								
⑨混合廃棄物	⑩ガラス・陶磁器類																																								
事業所名 (株)愛媛県環境開発センター	事業所名																																								
営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00	営業時間 AM 8:00 ~ PM 5:00																																								
また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。	また運搬距離は 6.3 kmを見込んでいます。																																								
たゞ、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。																																									
※ 上記については、算定上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。																																									
なお、請負者の指示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。																																									

		<p>項目</p> <p>特記事項</p> <p>20 耐震施工</p> <p>設備機器の固定は「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。 建物の種別・特定の施設・一般的の施設 重要機器・配電盤・自家発電装置・交換機・直流電源装置・UPS装置・火災警報受信機・中央監視装置</p> <p>21 フラッシュプレートの材質</p> <p>・ステンレス・※新金属・樹脂製・ワイド形</p> <p>22 ブルボックス仕上等</p> <p>FS形(埋込部を除く)蓋部分はメラミン焼付塗装とする。鋼製露出型及びステンレス製露出型については指定色塗装とする。</p> <p>23 接地極</p> <p>接地極の材料は次による。なお、EBはL=1,500とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地の種類</th> <th>記号</th> <th>接地抵抗地</th> <th>接地極</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同接地</td> <td>EA ED</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>A種</td> <td>EA</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td>EB</td> <td>Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×2連-2組</td> </tr> <tr> <td>C種</td> <td>EC</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>D種</td> <td>ED</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=30)×1</td> </tr> <tr> <td>避雷用</td> <td>EL</td> <td>Ω以下</td> <td>EP×1</td> </tr> <tr> <td>交換機用</td> <td>Et</td> <td>Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-1組</td> </tr> <tr> <td>通信用</td> <td>EA t</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>通信用</td> <td>EDt及びEDA</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=30)×1</td> </tr> <tr> <td>測定用</td> <td>Eo</td> <td>-</td> <td>EB(D=14又はW=30)×1</td> </tr> <tr> <td>高圧避雷器</td> <td>EH</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> <tr> <td>低圧避雷器</td> <td>EL</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2組</td> </tr> </tbody> </table> <p>24 呼び線</p> <p>長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。</p> <p>25 埋設表示</p> <p>・黄銅板製(避雷設備用及び共同接地極埋設表示) ・コンクリート杭に方向種別を記入したもの(上記以外の接地極及び地中配線の埋設表示)とする。ただし、舗装された場所は鉄製のものとする。</p> <p>26 コンクリート工事</p> <p>・普通コンクリートの設計基準強度、スランプは次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>15</td> <td>設備機器基礎</td> </tr> </tbody> </table> <p>呼び強度(調合管理強度)は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えたものとする。</p> <p>・圧縮強度試験は県内生コンクリート協同組合で実施する。 県内生コンクリート協同組合 東予技術センター(〒792-0825 新居浜市星原町11-31 Tel 0897-43-2111 Fax 0897-43-2115) 中予技術センター(〒790-0951 松山市天山町3-8-20 Tel 089-948-1555 Fax 089-948-1278) 南予技術センター(〒797-0045 西予市宇和町坂戸南321 Tel 0894-62-3100 Fax 0894-62-7076)</p> <p>27 再使用機器</p> <p>取外し再使用機器は清掃及び絶縁抵抗測定のうえ取付する。</p> <p>28 絶縁抵抗の測定</p> <p>工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗を測定し、測定表を監督員に提出する。</p> <p>29 換修など</p> <p>工事施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない換修する。</p> <p>30 露出配管の塗装</p> <p>塗装する部分・居室、廊下等・屋外</p> <p>31 室内空気汚染対策 (塗装材料等)</p> <p>居室を有する建築物の工事を行う場合は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キレン、エチルベンゼン、ステレン、クロロビリジン、ダイアジノン、フェノールフタリ、バラジウムデンゼン、カーボンモノニアード、トリオキサン、カーボンモノニアード、トリオキサン、カーボンモノニアードの13物質を発散する材料の使用を可能な限り制限すること。</p> <p>32 結露防止</p> <p>内側断熱が施される構造体のコンクリートに埋込む位置は保温、結露防止処理を行う。</p> <p>33 はつきり</p> <p>既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。</p> <p>34 再生資材</p> <p>・利用する(別紙による) ◎利用しない アスファルト混合物用細骨材(溶融スラグ)</p> <p>35 現地試験成績表</p> <p>電灯動力設備工事 ・電圧測定・絶縁抵抗測定・接地抵抗測定・照度測定・コンセント極性試験・相回転測定・シーケンス試験 受電設備工事 ・耐電圧試験・絶縁抵抗測定・接地抵抗測定・總電器特性試験・シーケンス試験 発電設備工事 ・発電設備試験(負荷試験、耐電圧試験等必要な試験) 通信・情報設備工事 ・情報設備試験(機能試験他)・通信設備試験(機能試験他)・構内交換設備試験(機能試験他) ・放送設備試験(機能試験他)・テレビ共同受信設備試験(電界強度測定、画質評価写真、機能試験他) ・消防設備試験・防火戸自動閉鎖試験 その他 ・監督員の指示</p> <p>36 施工条件</p> <p>※工事着手後、本工事において設計図書に記載されていない通常の施工条件として発注者及び受注者が想定できない制約等が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ、必要に応じて工期の延長や設計変更等により対応する。</p> <p>37 材料・機器</p> <p>材料・機器等の図面は、特に記載のないものは全て参考図であり、特定の製品を指定するものではない。また、仕様については同等品以上とする。</p> <p>38 その他の機械設備工事及び建築工事の特記仕様書は別図(/ 図及び / 図)による。</p>	接地の種類	記号	接地抵抗地	接地極	共同接地	EA ED	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組	A種	EA	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組	B種	EB	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×2連-2組	C種	EC	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組	D種	ED	100Ω以下	EB(D=14又はW=30)×1	避雷用	EL	Ω以下	EP×1	交換機用	Et	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-1組	通信用	EA t	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組	通信用	EDt及びEDA	100Ω以下	EB(D=14又はW=30)×1	測定用	Eo	-	EB(D=14又はW=30)×1	高圧避雷器	EH	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組	低圧避雷器	EL	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組	設計基準強度 Fc (N/mm²)	スランプ (cm)	適用箇所	18	15	設備機器基礎
接地の種類	記号	接地抵抗地	接地極																																																									
共同接地	EA ED	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組																																																									
A種	EA	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組																																																									
B種	EB	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×2連-2組																																																									
C種	EC	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組																																																									
D種	ED	100Ω以下	EB(D=14又はW=30)×1																																																									
避雷用	EL	Ω以下	EP×1																																																									
交換機用	Et	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-1組																																																									
通信用	EA t	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組																																																									
通信用	EDt及びEDA	100Ω以下	EB(D=14又はW=30)×1																																																									
測定用	Eo	-	EB(D=14又はW=30)×1																																																									
高圧避雷器	EH	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組																																																									
低圧避雷器	EL	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2組																																																									
設計基準強度 Fc (N/mm²)	スランプ (cm)	適用箇所																																																										
18	15	設備機器基礎																																																										
		<p>14 残土処分</p> <p>15 工事写真</p> <p>16 完成時の提出図書</p> <p>17 他工事との取扱い</p> <p>18 電線類</p> <p>19 電線本数、管路等</p>																																																										
		<p>・構内指示の場所に敷きならし・構外搬出(約 km)</p> <p>画像形式等は、フォーマット:JPEG、画質:標準、画像サイズ:1024×768ピクセル程度とする。</p> <p>標準仕様書による施工図、完成図及び保全に関する資料、並びに工事写真を提出する。 (作成方法「電子納品及び電子検査に関する特記仕様書(営業室)」参照) 施工図・完成図は、2折版本1部を提出する。 なお、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲する。</p>																																																										
		<p>5 (再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>(1)受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。</p> <p>(2)受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。</p> <p>(3)受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBIS)により作成すること。</p> <p>(4)受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存すること。</p> <p>・構内指示の場所に敷きならし・構外搬出(約 km)</p> <p>画像形式等は、フォーマット:JPEG、画質:標準、画像サイズ:1024×768ピクセル程度とする。</p> <p>標準仕様書による施工図、完成図及び保全に関する資料、並びに工事写真を提出する。 (作成方法「電子納品及び電子検査に関する特記仕様書(営業室)」参照) 施工図・完成図は、2折版本1部を提出する。 なお、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲する。</p>																																																										
		<p>14 残土処分</p> <p>15 工事写真</p> <p>16 完成時の提出図書</p> <p>17 他工事との取扱い</p> <p>18 電線類</p> <p>19 電線本数、管路等</p>																																																										
		<p>5 (再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>(1)受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。</p> <p>(2)受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。</p> <p>(3)受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBIS)により作成すること。</p> <p>(4)受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存すること。</p> <p>・構内指示の場所に敷きならし・構外搬出(約 km)</p> <p>画像形式等は、フォーマット:JPEG、画質:標準、画像サイズ:1024×768ピクセル程度とする。</p> <p>標準仕様書による施工図、完成</p>																																																										

項目		特記事項	
電 灯 設 備	<p>1 工事範囲 2 電気方法 3 施工方式 4 配線器具</p> <p>(5) LED照明器具 6 LED非常用照明器具 7 EEPケーブルのショットガン式 8 非常用照明の照度測定 9 照明器具接付 10 照明器具の接地</p>	<p>※配管・配線・機器等取付 幹線・単相3線式100/200V・直流2線式100V 分歧・単相2線式・100V・200V・直流2線式100V 幹線・金属管配線・ケーブル配線・合成樹脂管配線 分歧・金属管配線・ケーブル配線・合成樹脂製可とう管配線・均一管配線 ・ハイテンションアウトレットは次による。 ・外部固定形・上下動形 ・接地極付きコンセント(2P1A)はプラグ無しとする。 ・防水形コンセントはプラグ付きとする。 ・ダウンライト・一体形・直管形 ・電池内蔵形・電池別置形 アウトレットボックス又はブルボックスとする。 ・箇所・設置した各部屋2箇所以上 質量の大きい照器具は、スラブその他構造体に呼び径9mm以上のつりボルトで取付ける 次の照明器具の金属製部分等には、D種接地工事を施すこと。 1. HF32形以上のHF蛍光灯器具 2. 32W以上のコンパクト形蛍光ランプを用いる照明器具 3. HID等の放電器具、対地電圧が150Vを超える放電灯以外の照明器具 4. 防水器具及び湿気、水気のある場所で人が容易に触れる恐れのある場所に取付ける器具 5. LED照明器具 (ただし、二重絶縁構造のもの、対地電圧が150V以下の放電灯、LED照明器具を乾燥した場所に施設する場合は、接地工事を省略できる。)</p>	<p>1 工事範囲 2 施工方法 3 配線種別 4 通信機器</p> <p>・配管・配線・機器等取付 ・金属管配線・ケーブル配線・合成樹脂製可とう管配線 ・光ケーブル(・MM・SM) ・メディアコンバーター・ルーター・HUB</p>
動 力 設 備	<p>1 工事範囲 2 電気方法 3 施工方式 4 機器への接続</p>	<p>・配管・配線・機器等取付 幹線・三相3線式200V・単相2線式100V・単相3線式100/200V 分歧・三相3線式200V・単相2線式・100V・200V 幹線・金属管配線・合成樹脂製可とう管配線・ケーブル配線 分歧・金属管配線・合成樹脂製可とう管配線・ケーブル配線 ・電動機などへの接続は本工事とする。・別途工事</p>	<p>1 工事範囲 2 施工方法 3 増幅器 4 ワイヤホン 5 機器類 6 ワイヤレス受信機 7 アップデータ</p> <p>・配管・配線・機器等取付 ・金属管配線・ケーブル配線・合成樹脂製可とう管配線 ・形式・卓上形・ラック形・一般放送用・非常放送用 定格出力・W・Hi形・Lo形 ・ワイヤレス個・マイクロホン・スタンド・卓上形個・床上形個 ・増幅器の入出力配線と外部配線(壁ナックス等)の接続はコネクターによる。 ・ダイナミック形(單一指向性)性能級・有線式個 ・リモコンマイク・卓上形個・一般一斉放送・緊急一斉放送 ・カセットテープレコーダー・CDプレーヤー・仕様詳細は別図による。 ・水晶制御方式、チューナ2チャンネル内蔵・400MHz帯・800MHz帯 ・特記ないものは・V-TS</p>
受 変 電 設 備	<p>1 工事範囲 2 電気方法 3 仕様詳細 4 盆内取付装置 5 屋外変電基盤等 6 予備品等類 7 機器器</p> <p>8 その他の</p>	<p>・配管・配線・機器等取付 高圧・三相3線式6kV 低圧・三相3線式200V・単相3線式100/200V・単相2線式・100V・200V ・別途変電設備仕様による。 ・盤内ヒーター・換気扇 ・本工事・別途工事 ・共通仕様によるほか電力ヒューズ現用定格値のものと現用数とする。 主遮断装置・PF-S形・CB形 配電盤形式・キューピクル式配電盤・高圧スイッチギア・屋内形・屋外形 変圧器・油入・モールド・受変電設備容量kVA コンデンサ・高圧側設置・低圧側設置 ・モールド変圧器の表面は充電部とみなし、注意標識を取付ける。</p>	<p>1 工事範囲 2 施工方法 3 電気方法 4 情報表示装置 5 その他の</p> <p>・配管・配線・機器等取付 ・金属管配線・ケーブル配線・合成樹脂製可とう管配線 ・AC24V・AC48V・AC100V・DC24V・DC48V ・マルチサイン装置(・発光ダイオード式・液晶式)・時刻表示装置・その他 ・退出表示装置(・発光ダイオード(・2モード形・4モード形)・液晶式) ・予備品等は、製造者の標準品一式とする。</p>
電 力 貯 蔵 設 備	<p>1 仕様詳細 2 直流電源装置 3 交流無停電电源装置(UPS)</p>	<p>・別途電力貯蔵設備仕様による。 用 途・非常照明器具電源および受変電設備制御電源共用 ・受変電設備制御電源専用 蓄電池・HS形鉛蓄電池・MS形鉛蓄電池(Ah) 形 式・UPS(簡易型を除く)・簡易型 用 途() 定格出力(kVA)</p>	<p>1 工事範囲 2 施工方法 3 機器類 4 誘導支援装置 5 その他の</p> <p>・配管・配線・機器等取付 ・金属管配線・ケーブル配線・合成樹脂製可とう管配線 ・電話形親機・スピーカ形親機 ・電話形子機・スピーカ形子機(・露出・埋設) ・音声誘導装置・インターホン・テレビインターホン・外部受付用インターホン・ドア等呼出し装置 ・床内連絡用・多目的用・夜間訪問用・保守用</p>
発 電 設 備	<p>1 工事範囲 2 電気方法 3 機器</p> <p>4 燃料油 5 運転時間 6 防油装置 太陽光発電装置 1 設備容量 2 器器類等 3 架台</p>	<p>・配管・配線・機器等取付 三相3線式・6.6kV・210V 形 式・キューピクル形・簡易形・オープン形 発電機・(kVA以上) 原動機・(PS以上)・ディーゼル・ガスタービン 油 種・A重油・軽油 ・時間以上 ・コンクリート製・鋼板製(・本工事・別途工事)</p> <p>太陽電池容量・(kW以上)・仕様詳細は別図による。 太陽電池アレイ・パワーコンディショナ・系統連系保護装置・接続箱 ・架台(・本工事・別途工事)・架台用基礎(・本工事・別途工事)</p>	<p>1 工事範囲 2 施工方法 3 受信波</p> <p>1 工事範囲 2 施工方法 3 電気方 4 火災報知装置 5 自動閉鎖装置 6 非常警報装置 7 ガス漏れ警報装置</p> <p>1 工事範囲 2 施工方法 3 電気方 4 防犯装置 5 防犯装置 6 監視カメラ装置</p> <p>・配管・配線・機器等取付 ・金属管配線・ケーブル配線・合成樹脂製可とう管配線 ・UHF・BS・CS・CATV</p> <p>・配管・配線・機器等取付 ・金属管配線・ケーブル配線・合成樹脂製可とう管配線 ・DC24V・AC100V 受信機・P形回線(蓄積型)・壁掛形・自立形 ・単独・連動制御器などと一体 副受信機・窓 連動制御器・回線(遠方復帰機能回線) ・単独・火報受信機などと一体 ・壁掛形・自立形 自動閉鎖装置・防火戸用[本工事 DC24V 0.6A以下](・電磁式・ラッチ式) 防煙ダンバ用[・別途工事※電動復帰・手動復帰] 防火シャッタ用[・別途工事 DC24V 0.6A以下] 複合装置・一体盤・単独 受信機・回線・LPガス用・都市ガス用(・壁掛用・自立形) ・単独・火報受信機などと一体 検知器・天井取付形・壁取付形</p> <p>・配管・配線・機器等取付 ・金属管配線・ケーブル配線・合成樹脂製可とう管配線 ・AC100V・予備電源(蓄電池)内蔵 ・警備保障会社委託・自営 ・入退室管理装置・機械警備装置(・配線・配管・機器実装) ・カラー用・白黒用</p>
雷 保 護 設 備	<p>1 工事範囲 2 受雷部 3 避雷導線 4 接地 5 棟上げ導体</p>	<p>・配管・配線・受雷部取付・接地極埋設 ・突針・むね上導体・金属性手すり・(別途)等 ・建築構造体利用・引下導線 ・建築構造体利用 (・建築基礎等完了時構造体の接地抵抗を測定し、測定表を監督員に提出する。) ・接地極埋設 ・銅製・アルミ製</p>	<p>1 工事範囲 2 施工方法 3 電気方 4 設備 5 防犯 6 監視カメラ装置</p> <p>1 工事範囲 2 施工方法 3 仕様 4 監視御設備 5 監視御設備 6 監視御設備</p> <p>・配管・配線・機器等取付 ・金属管配線・ケーブル配線・合成樹脂製可とう管配線 ・AC100V・予備電源(蓄電池)内蔵 ・警備保障会社委託・自営 ・入退室管理装置・機械警備装置(・配線・配管・機器実装) ・カラー用・白黒用</p>

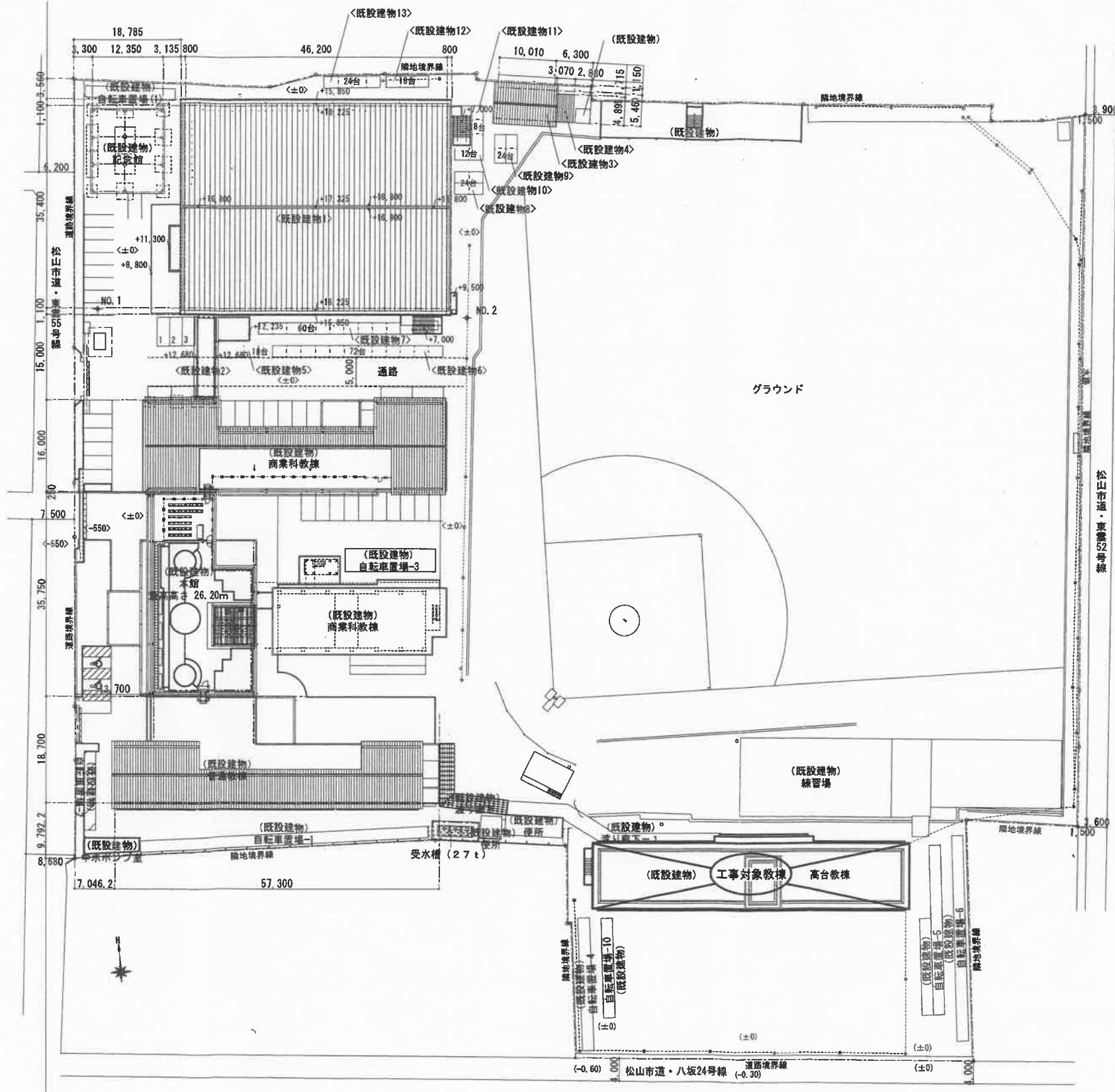
注) インターホン押ボタン(身障者便所)の取付高(500)は床軒倒時を考慮した高さ

松山商業高校



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）を使用した。（承認番号 平29情使第689号）
※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平29情復 第805号）

附近見取図 NONE



1:600

撤去照明器具表

イ 荧光灯 Hf32wx2 箱型、直付 格子付

ロ 荧光灯 Hf32wx2 箱型、直付 ルーバー付

ハ 荧光灯 FL40wx2 H型 直付

ニ 荧光灯 FL40wx2 V型 直付

ヘ 荧光灯 FL20wx1 V型 直付

ト 荧光灯 FL40wx1 黒板灯 直付

チ 荧光灯 FL20wx1 BL アクリルカバー

リ 荧光灯 FL20wx1 BL、WP アクリルカバー

ヌ 荧光灯 FL20wx1 V型、WP 直付

ル 荧光灯 FL10wx1 BL " 使用中 "

ヲ 白熱灯 IL60W BL コップ型

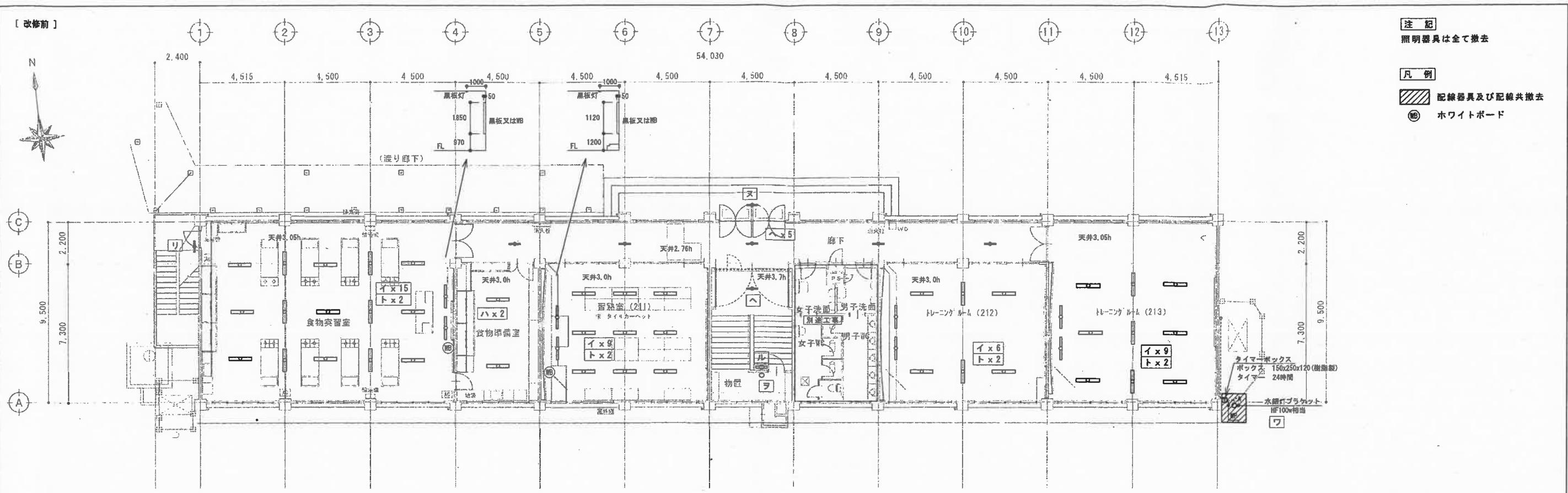
ワ 水銀灯 HF100wx1 BL、WP 傘付

L5 LED直付灯 LSS9-2-30

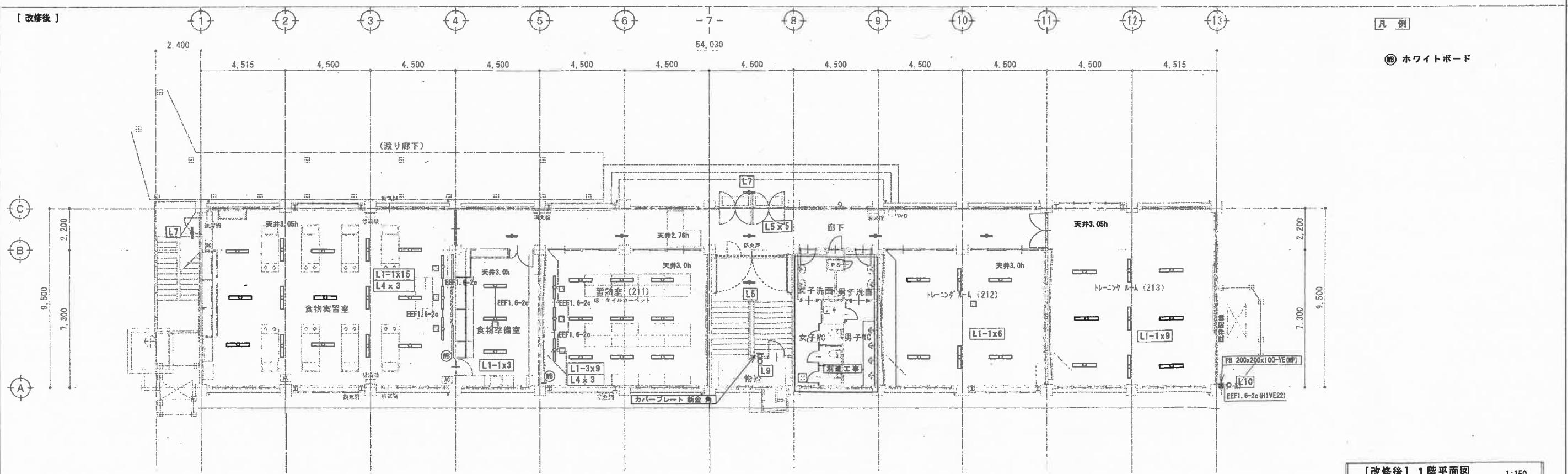
L12 LEDダウンライト LRS1-05

新設照明器具姿図

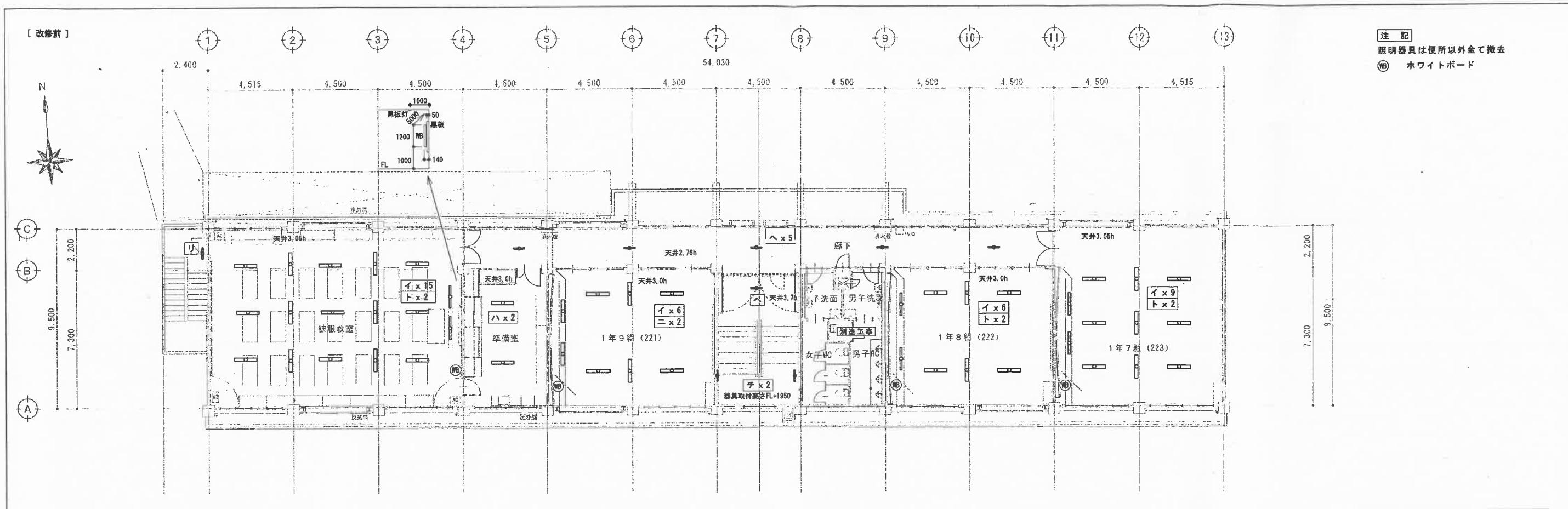
一般タイプ、6900lmタイプ 消費電力43.1W、定格出力型 本体：亜鉛鋼板 反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装） LSS6-4-6-6	一般タイプ、6900lmタイプ 消費電力43.1W、定格出力型 本体：鋼板（高反射白色粉体塗装） 反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装） LSS6-4-3-0	一般タイプ、6900lmタイプ 消費電力43.1W、定格出力型 本体：鋼板（高反射白色粉体塗装） 反射板：鋼板（高反射白色粉体塗装） LSS6-4-4-8	一般タイプ、3200lmタイプ 消費電力20.6W、定格出力型 本体：鋼板（白色粉体塗装） LSS7-4-5-6	集光プリズムタイプ・一般タイプ、3200lmタイプ 消費電力20.6W、定格出力型、電圧100~242V 本体：鋼板（高反射白色粉体塗装） LSS13-4-2-9
L1-1 LED直付灯 スリムベース	L1-2 LED直付灯 スリムベース	L1-3 LED直付灯 スリムベース	L2 LED直付灯 コンフォート	L4 LED直付灯 黒板灯
器具光束1100lm、消費電力12W、電圧100V 拡散タイプ、天井直付型・壁直付型 カバー：プラスチック（乳白）	器具光束2210lm、消費電力19.9W、 電圧100V 防湿型・防雨型 カバー：ステンレス、カバー：ポリカーボネート（乳白）	LBF3MP/RP-4-2-0		
L5 LED直付灯	L6 LEDプラケット	L7 LEDプラケット	L8 LEDプラケット	L9 LEDプラケット
器具光束4000lm、消費電力6.9W、電圧100V カバー：アクリル（乳白つや消し）	器具光束2100lm、消費電力17.9W 本体：アルミダイカスト（クールホワイト） 前面パネル：アクリル（透明つや消し仕上） 防雨型、明るさセンサ内蔵			
L10 LED防犯灯 水銀灯100形相当				
L10 LED防犯灯 水銀灯100形相当				



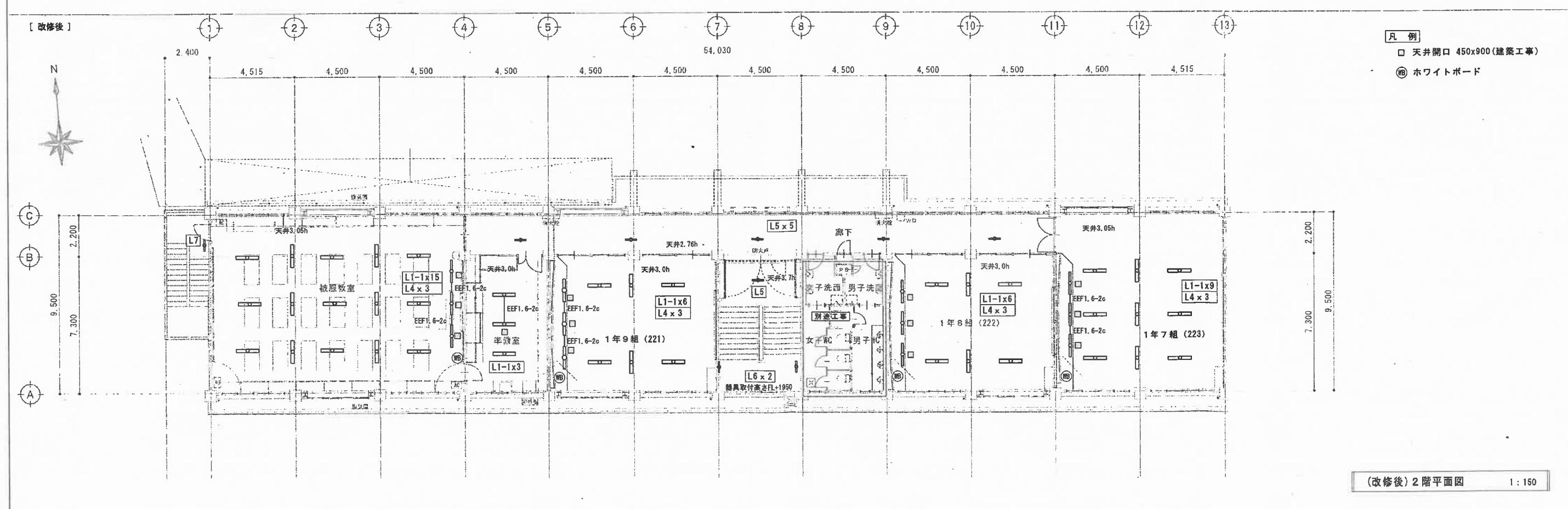
【改修前】 1階平面図 1:150

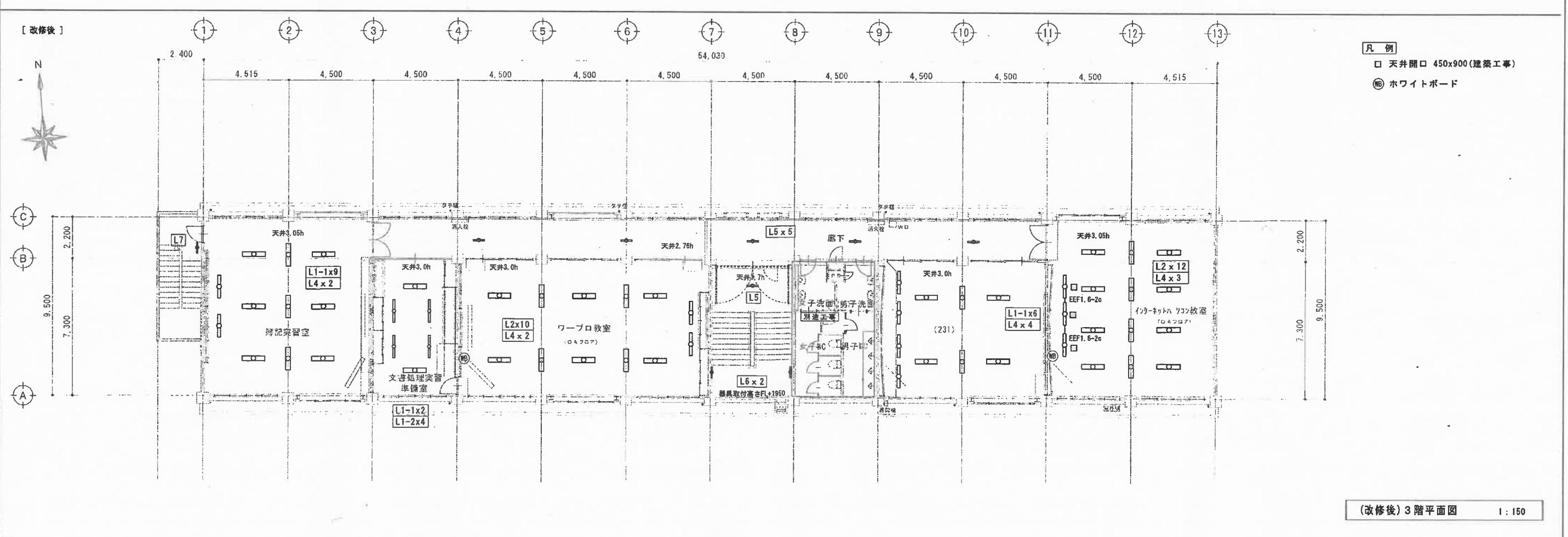
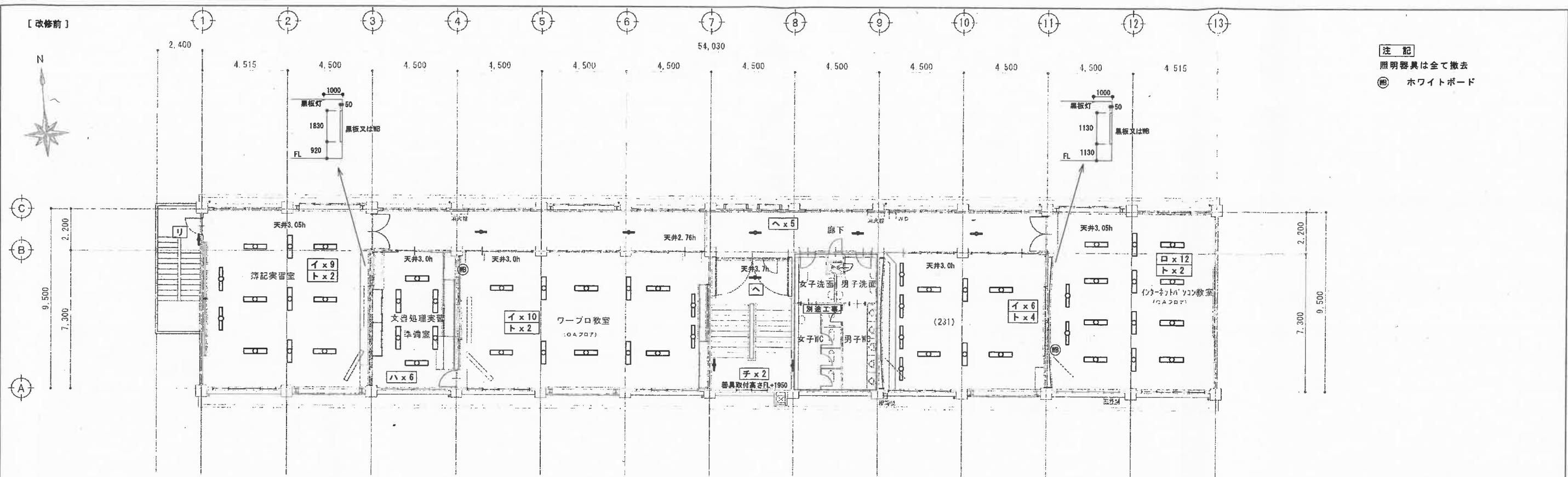


【改修後】 1階平面図 1:150

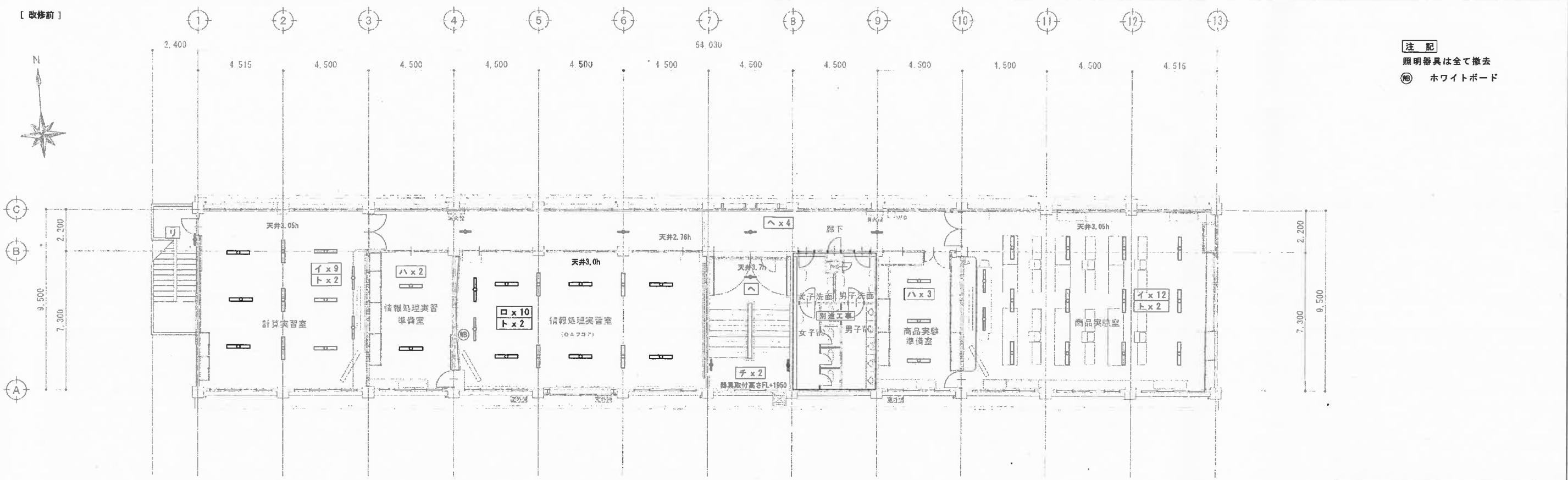


(改修前) 2階平面図

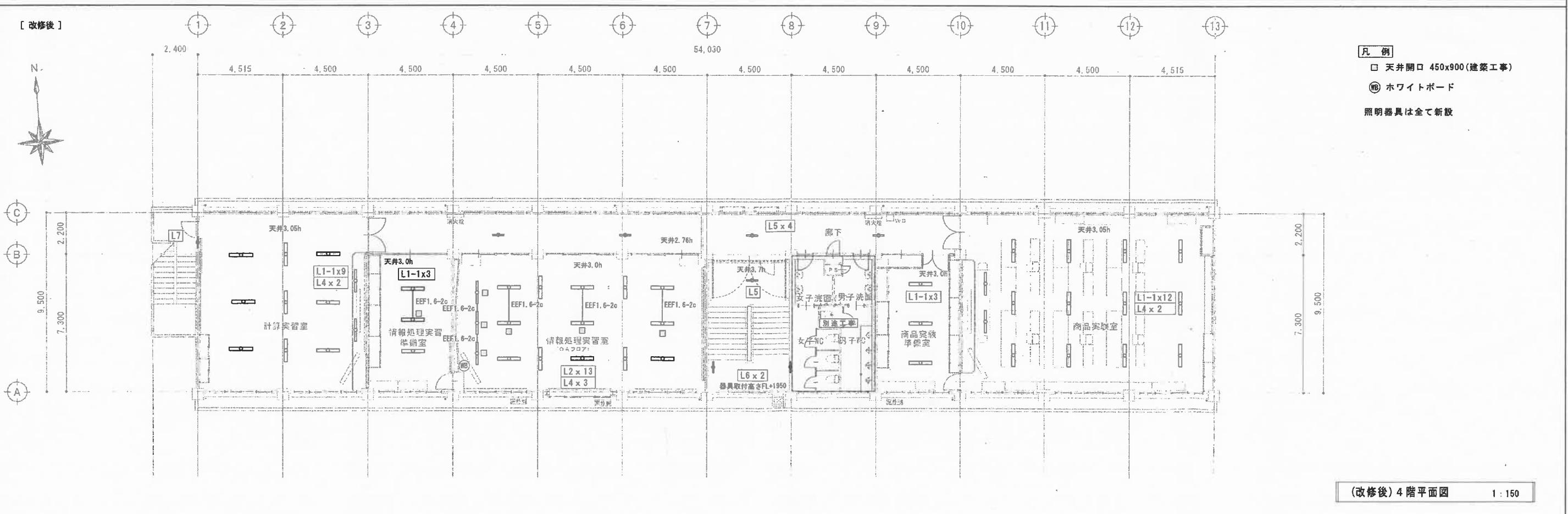




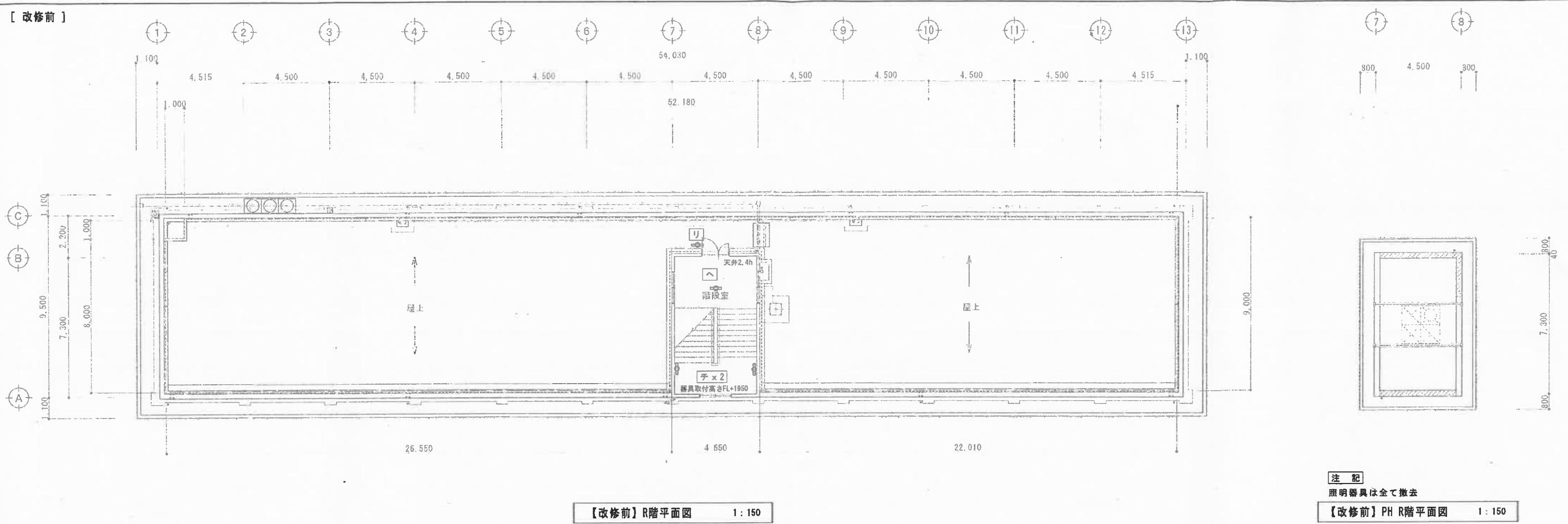
[改修前]



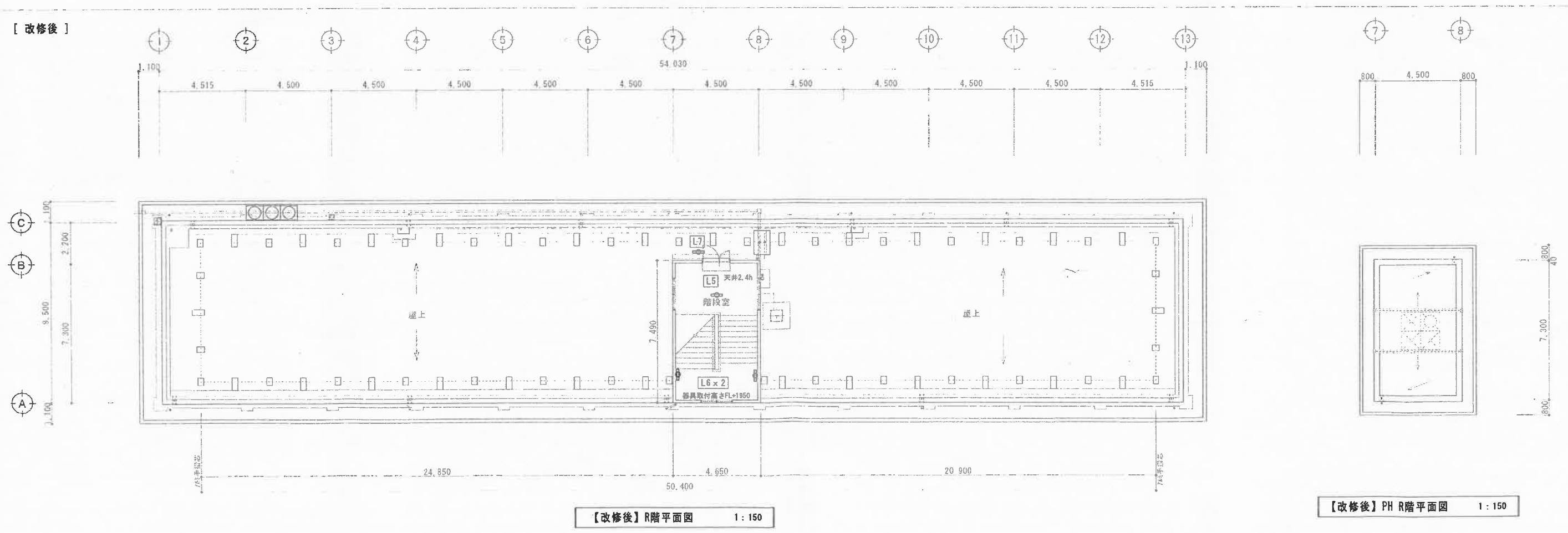
[改修後]



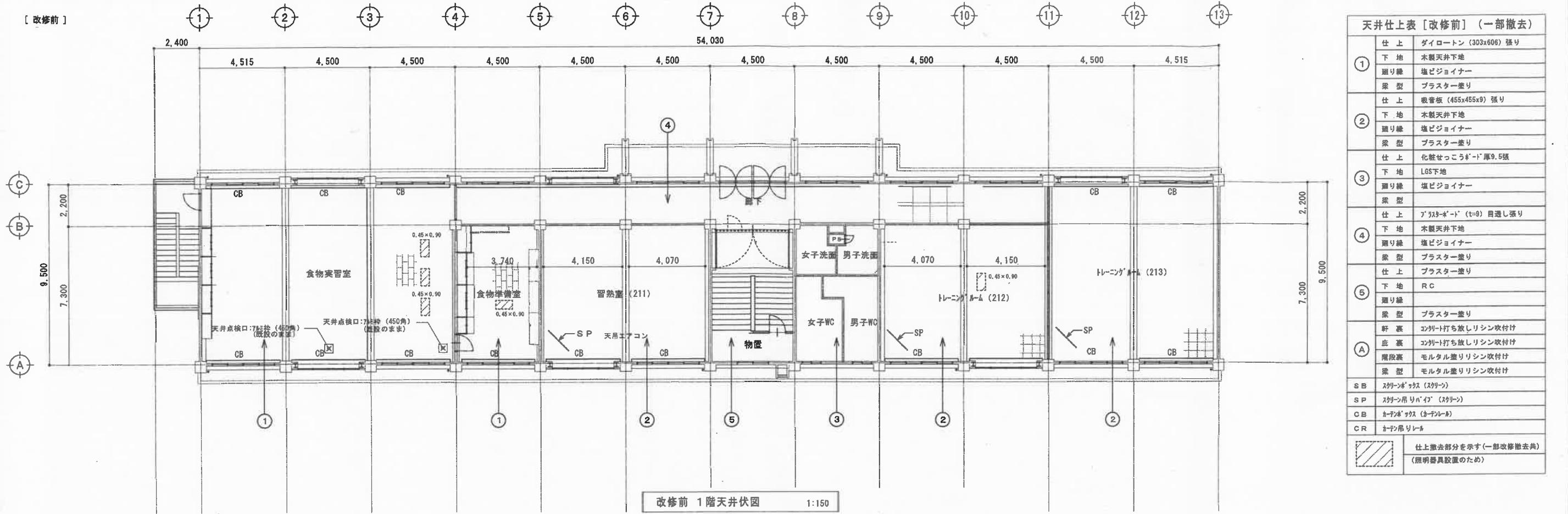
【改修前】



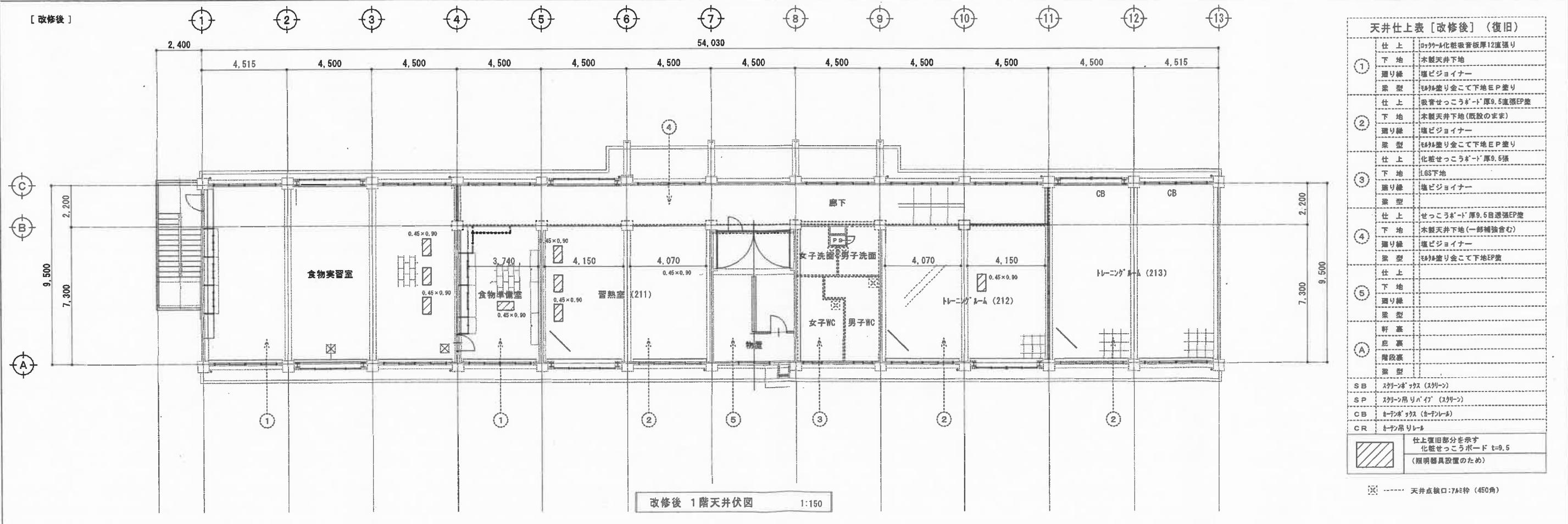
【改修後】

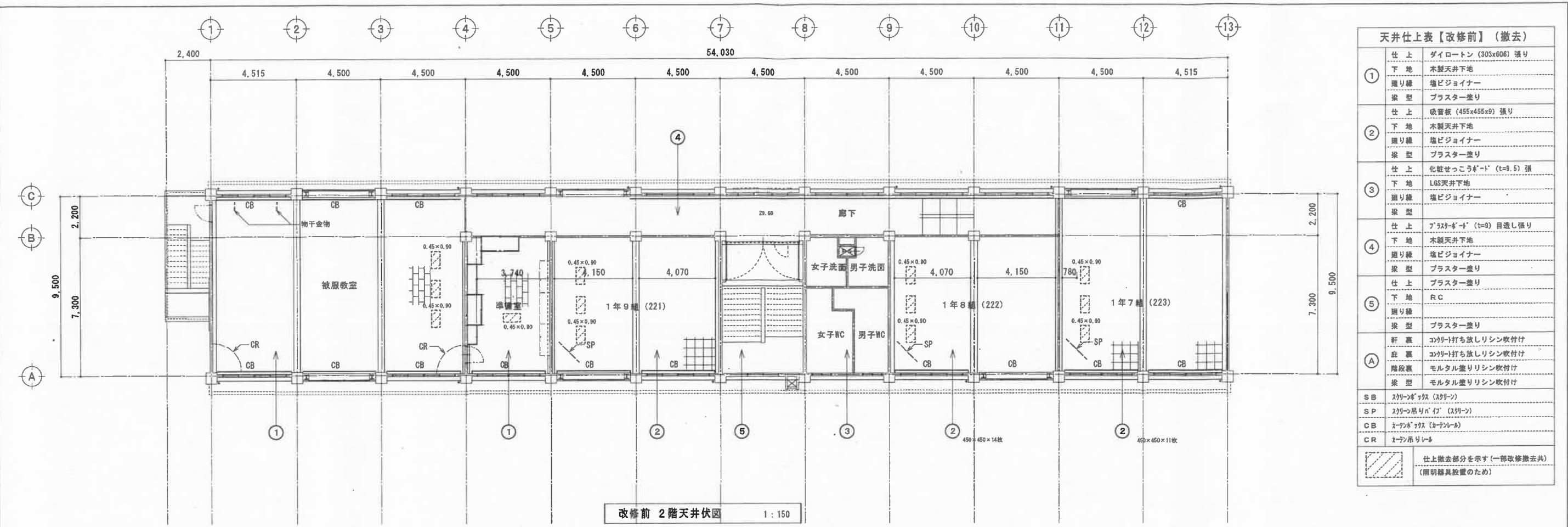


[改修前]

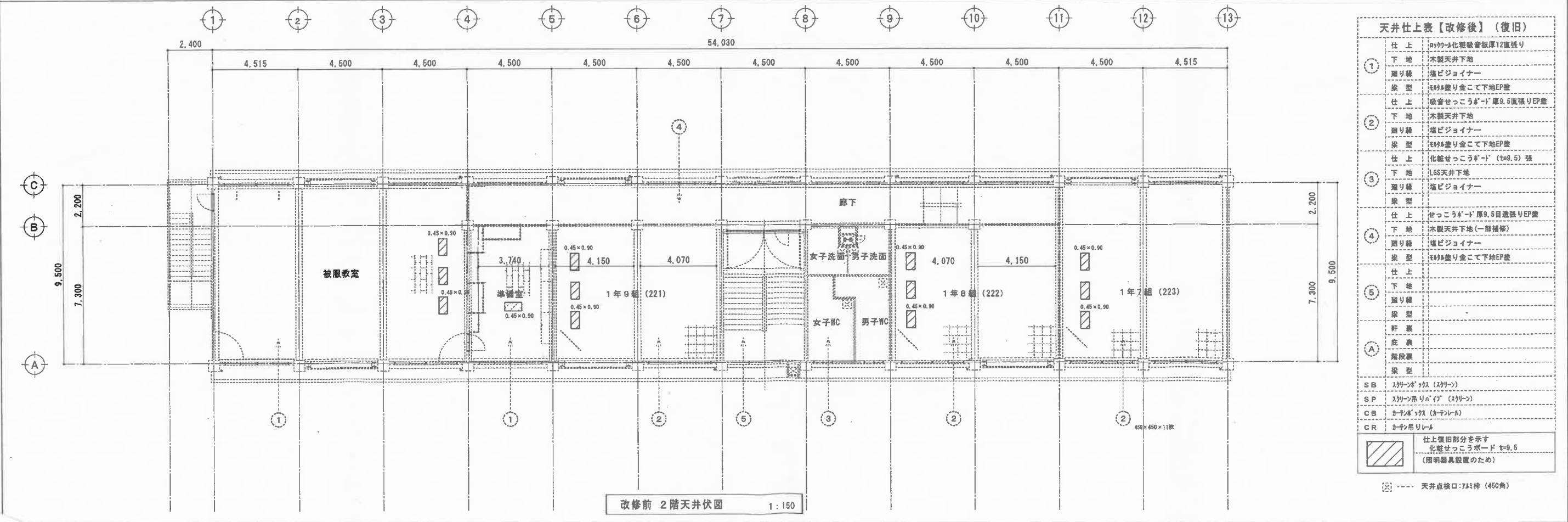


[改修後]





改修前 2階天井伏図 1:150



改修前 2階天井伏図 1:150

